お客さま各位

群馬県信用組合

「定期積金規定」改定のお知らせ

(自動解約定期積金の取扱開始について)

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、当組合では、令和7年10月1日より自動解約定期積金の取扱いを開始すること に伴い、「定期積金規定」を改定いたします。

記

1. 改定日

令和7年10月1日(水)

2. 対象となる規定

定期積金規定

3. 改定内容

自動解約定期積金の取扱を開始させていただきます。改定内容の詳細は、新旧対比表をご参照ください。

4. 自動解約定期積金について

(1) 商品の特徴

満期日に定期積金を自動解約し、給付契約金から税金を差し引いた金額を、お客さまのご指定のお口座に振替える商品です。

(2) 掛込方法

お客さまのご指定のお口座より、毎月約定日に引き落としさせていただきます。

(3) 満期時の取扱

満期日に自動解約され、普通預金または当座預金、通帳式定期預金のいずれかに振替えて入金します。ご継続の場合、新規契約のみお手続きが必要となります。

※定期積金規定改定等につきまして、ご不明な点がございましたら、当組合お取引店まで お問合せください。



定期積金規定「新旧対比表」

| 改定前 (旧) | 改定後(新) |
|-----------------------|----------------------------|
| 14. (解約) | 14. (解約) |
| (2) この積金を解約するときは、当組合所 | (2) この積金を解約するときは、当組合所 |
| 定の払戻請求書に届出の印章により記名 | 定の払戻請求書に届出の印章により記名 |
| 押印してこの証書とともに当店に提出し | 押印してこの証書とともに当店に提出し |
| てください。 | てください。 <u>なお、自動解約定期積金を</u> |
| | 解約するときは、当組合所定の方法によ |
| | り手続きを行います。 |
| | |